

神川町国土強靱化地域計画の概要①

国土強靱化とは

大規模自然災害などに備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくりと地域づくりを推進する計画

計画の位置付け

国の基本計画及び県計画との調和を保つとともに、国土強靱化の観点から、本町における他計画等の指針となる計画

<国土強靱化地域計画と関連計画との位置付け>

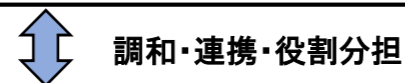
国：国土強靱化基本計画（H26.6策定）

- ・策定主体：国（法定）
- ・基本目標、現状の脆弱性評価に基づく施策分野ごとの推進方針など
- ・毎年度アクションプランを策定、進捗管理



埼玉県：国土強靱化地域計画（H29.3策定）

- ・強くてしなやかな持つことで、県民の安全・安心を守るために備える
- ・「埼玉県地域防災計画」と整合



第2次
神川町総合計画
(H30.4策定)

整合・調和

神川町
国土強靱化地域計画

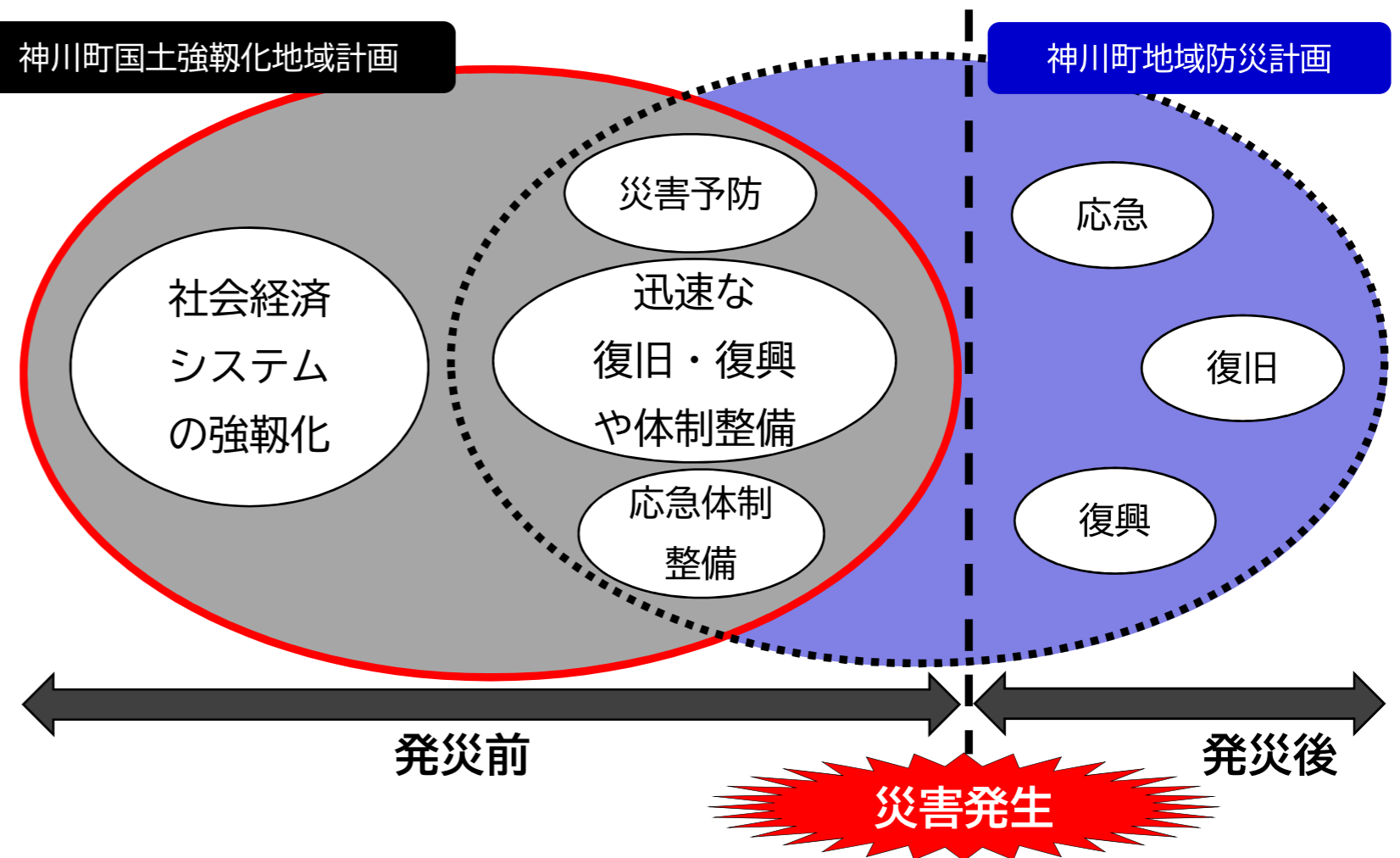
分野別計画の指針

国土強靱化に
関する指針

神川町地域防災計画などの分野別計画
[強靱化地域計画は各分野別計画の強靱化に関する部分の指針]

神川町国土強靱化地域計画

神川町地域防災計画



計画期間

本計画は、令和3(2021)年度から令和9(2027)年度までの7年間を計画期間とし、神川町総合計画の基本構想及び後期基本計画との計画終期を合わせ、両計画との調和を図っていく。

神川町国土強靱化地域計画の概要②

2
2

基本理念

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、町民の生命・財産を守り、町民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化を図るため、「強さ」と「しなやかさ」を持った「安全・安心のまちづくり」を推進する

基本目標

- 1 町民の生命の保護が最大限図られること
- 2 町及び地域社会の重要な機能が維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

本計画の策定方法

本町で起こりうる最大規模の災害を設定 【地震・洪水・竜巻・大雪】

設定した災害が起こった際、「起きてはならない最悪の事態」の設定
・8つの分野で29項目

脆弱性評価【本町の現状を分析・評価】

最悪の事態の回避に向けた町の取組の設定

計画の進捗管理

分野別計画（地域防災計画等）と連携しながら計画的に推進し、PDCAサイクルによる取組の効果を検証する

Plan:計画

Do:計画的に実施

Action:見直し・改善

Check:結果の評価